

平成28年度
既存建築物省エネ化推進事業
(省エネルギー性能の診断・表示に対する支援)

募集要領

【Ver.2】

平成28年6月

募集要領に関して、Q & A等の追加的な説明を4. 2のホームページに掲載しますのでご確認のうえ応募ください。

目次

1	事業の趣旨	1
2	事業内容	1
2.1	対象事業	1
2.2	事業の要件	1
2.3	対象事業者	2
2.3.1	補助を受ける者	2
2.3.2	提案者	2
2.4	補助額	3
2.4.1	省エネルギー性能の診断・表示に係る補助額	3
2.4.2	その他	3
3	事業の実施方法	3
3.1	提案公募	4
3.1.1	公募	4
3.1.2	審査結果	4
3.2	補助金交付	4
3.2.1	交付申請	4
3.2.2	申請の制限	5
3.2.3	交付決定	5
3.2.4	補助事業の計画変更について	5
3.2.5	実績報告及び額の確定について	5
3.3	事業中及び事業完了後の留意点	6
3.3.1	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	6
3.3.2	事業成果等の公表	6
3.3.3	個人情報の利用目的	6
3.3.4	その他	6
4	応募方法	7
4.1	公募期間	7
4.2	提出先、問い合わせ先、資料の配付	7
4.3	提出方法	8
4.4	提出書類	8
	提案申請書 様式	11

1. 事業の趣旨

本事業は、省エネルギー性能の優れた住宅・建築物が世の中で適切に評価される環境を整備するため、民間事業者等が行う既存住宅・建築物の省エネルギー性能の表示に対して、国が省エネルギー診断・表示に要する費用の一部について支援することにより、既存住宅・建築物ストックの省エネ化の推進及び省エネルギー性能の表示に対する取り組みの活性化を図ることを目的とします。

特に、省エネルギー性能表示の普及に向けた取り組みを行うことを表明し、波及効果が高い取り組みを実施する事業者に対しては積極的に支援します。

2. 事業内容

2. 1 対象事業

延べ面積 300 m²以上の既存住宅・建築物において、省エネルギー性能の診断・表示を行う事業

- ※ 省エネルギー性能の診断とは、エネルギー使用量の実績の調査ではなく、設計図書等を基にした省エネルギー性能の表示に必要な現況調査、設計一次エネルギー消費量の計算をいいます。
- ※ 省エネルギー性能の表示とは、平成27年7月に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」（以下、「建築物省エネ法」という。）に基づく第三者認証等とします。
- ※ 省エネルギー性能の診断のみを実施し、省エネルギー性能の表示を行わないものは対象外とします。
- ※ 本事業において、既存住宅・建築物の省エネルギー改修の実施は条件ではありません。また、省エネルギー改修に係る費用も補助対象ではありません。

2. 2 事業の要件

応募にあたっては、下記の①～②の要件を全て満たす必要があります。また、下記の③に取り組む場合、積極的に支援します。

- ① 既存住宅・建築物の省エネルギー性能を診断し、表示すること（※1、※2、※3）
- ② 平成28年度中に着手し、平成29年1月末までに実績報告を行うものであること（※4）
- ③ 省エネルギー性能表示の普及に向けた取り組みを行うことを表明し、波及効果の高いと評価された取り組みを実施するもの（※5）

※1 建築物省エネ法の第7条に基づく建築物の省エネルギー性能を表す表示制度（「BELS：建築物省エネルギー性能表示制度」等）もしくは同法第36条に基づく省エネルギー基準に適合していることを表す表示制度（省エネ基準適合認定・表示「eマーク」）によって、第三者による認定または認証を取得し、省エネルギー性能を表示するものを対象とします。

※2 「BELS」（建築物省エネルギー性能表示制度）は、国土交通省が公表した住宅・ビル等の省エネ性能表示のガイドライン（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針、平成28年国土交通省告示第489号）に基づくもので、今年度から住宅版「BELS」の運用も開始しています。

- ※3 省エネルギー性能の診断・表示を行った建物は、補助金交付から少なくとも5年間は承認なしに、当該建物を解体・撤去することはできません。また、補助金交付から5年以内に譲渡する場合、補助金によって省エネルギー性能の診断・表示を行った建物であることを明示し、上記のとおり、補助金交付から少なくとも5年間は当該建物を解体・撤去することができないとの制限を引き継ぐことが必要です。なお、これに違反する場合、交付した補助金の額を限度として、その全部又は一部を国土交通省に納付させることがあります。
- ※4 省エネルギー性能表示を行い、3. 2に記載する手続きに沿って、決められた期日までに実績報告を行うことが必要です。
- ※5 3. に記載する有識者によって構成する評価委員会において、省エネルギー性能表示の普及に対する取り組み内容を審査し、特に波及効果が高いと評価された事業を対象とします。特に波及効果が高いと評価された事業については、2. 4. 1に記載のとおり、補助対象となる費用以内の額を定額補助します。

[省エネルギー性能表示の普及に向けて波及効果が高いものとして想定される取り組みの例]

- 企業の環境行動計画への位置づけ
- 広告チラシやフロアマップに省エネ性能表示への取り組みを掲載
- 環境教育の取り組みと連携して省エネ性能表示を活用、解説
(エコストアガイドマップの作成と表示、エコストア探検ツアー等)
- 複数のテナント単位(建物オーナーと連携して申請)、事業者単位、エリア単位などで多くの建物における省エネ性能表示への取り組みをPR等
- ※環境未来都市に立地するプロジェクトについては、評価において考慮しますので、当該都市の計画書に示された方針等との関連性を本事業の申請書「様式4-2」において説明してください。
「環境未来都市計画」：
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/plan.html>)

2. 3 対象事業者

2. 3. 1 補助を受ける者

本補助金の交付を受けて既存住宅・建築物の省エネルギー性能の診断・表示を行う建築主(建物所有者)等

2. 3. 2 提案者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者とします。なお、建築主(建物所有者)の合意を得て省エネルギー性能の表示を行う者、建築主(建物所有者)と連携して省エネルギー性能表示の普及に取り組む者など、建築主(建物所有者)以外の者が建築主(建物所有者)と共同で提案することは可能です。

また、補助を受ける者以外の者が、事務代行者として応募手続き等を代行することも可能です。この場合、必ず、代表提案者は建築主(建物所有者)等の補助を受ける者とし、連名で応募

してください。

2. 4 補助額

2. 4. 1 省エネルギー性能の診断・表示に係る補助額

省エネルギー性能の診断・表示に係る補助額は、次の(1)～(3)に掲げる費用に対して合計の3分の1以内の額とします(ただし、採択後に着手するものに限る)。

また、省エネルギー性能表示の普及に資する取り組みを実施するもので、3.に記載する有識者によって構成される評価委員会において波及効果が高いと認められた場合、次の(1)～(3)に掲げる費用以内の額を定額で補助します。

なお、補助金の額については、提案された内容について評価委員会(3.参照)の評価に基づき、予算の範囲内で調整することがあります。

(1) 省エネルギー性能の診断に要する費用

(設計一次エネルギー消費量やB E Iの計算等に要する外注費)

(2) 省エネルギー性能の第三者認証・認定の取得に要する費用

(B E L Sや省エネ基準適合認定表示等の第三者認証・認定の取得に要する評価料及び申請手数料、申請代行等の外注費)

(3) 省エネルギー性能の表示に要する費用

(プレート代、シール代、その他対象住宅・建築物の省エネルギー性能表示に係る費用)

※1 採択前に着手するものについては補助対象となりません。

※2 省エネルギー性能の表示に要する費用は、当該住宅・建築物の省エネルギー性能を表示するものに限り、省エネルギー性能表示の普及に向けた取り組みの費用は補助対象となりません。

2. 4. 2 その他

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。事業費及び補助対象事業費は消費税等を除いた額としてください。

他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。)の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。

3. 事業の実施方法

当該事業は、公募・審査と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。

(1) 公募・審査

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募書類の提出があった提案について、有識者による評価委員会の評価を踏まえて、国土交通省が事業の採択を決定します。

(2) 補助金交付

補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時に実績報告を行っていただく必要があります。

※交付申請の審査～補助金支払いの手続きについては、公募により採択された事務事業者が行います。

3. 1 提案公募

3. 1. 1 公募

4. の応募方法に記載のとおり、公募期間の間に必要書類を揃えて、提出してください。審査にあたって提出いただく書類は次のとおりです。

(1) 省エネルギー性能の診断・表示を行う住宅・建築物の概要

補助対象とする住宅・建築物について、所定欄に必要事項を記載してください。

(2) 省エネルギー性能表示の普及に資する取り組みの内容（定額補助を申請する場合のみ）

省エネルギー性能表示の普及に取り組む体制及び普及に資する取り組みの内容について具体的に記載してください。また、評価委員会での審査のポイントとなる波及効果については所定欄に必要事項を記載してください。

(3) 補助対象となる部分の経費の内訳

補助対象とする省エネルギー性能の診断・表示に要する費用について、事業費の内訳を記載してください。

3. 1. 2 審査結果

国土交通省が、評価委員会の評価をもとに、事業の採択を決定し、代表提案者に通知します。

※ 補助対象となる事業については、採択通知日以降に所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受けるための事業に着手可能です。

3. 2 補助金交付

審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

3. 2. 1 交付申請

交付申請は別に定める期間に行ってください。交付申請が実施されない場合は補助金が交付されませんのでご注意ください。

また、交付申請時には取り組み内容を確認できる書類を提出いただき、その内容を確認すると共に、補助額についても精査を行います。

なお、補助を受ける者が以下の(1)～(4)の関係にある会社から調達(診断、申請代行等の外注を含む)を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、価格の妥当性を確認するため、3者以上からの見積り結果の添付を求めます。

3者以上からの見積り結果の添付を求める対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

(1) 補助を受ける者自身が代表を務める企業等

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業

(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

(4) 補助を受ける者が役員に就任している企業

※ 交付申請時に補助事業実施者等に関する確認書を提出いただきます。

3. 2. 2 申請の制限

過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。

※ 申請制限に関するお問い合わせは、以下の担当者まで個別にお問い合わせください。

国土交通省住宅局住宅生産課 担当：植田

電話：03-5253-8111

内線：39-429

3. 2. 3 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。

- ・交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・補助事業の内容が、交付規程及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・補助対象事業費には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

3. 2. 4 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①または②を行おうとする場合には、あらかじめ、承認を得る必要があります。

①補助事業の内容または補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

②補助事業を中止し、または廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、実施を予定していた取り組み等がとりやめになる場合など計画内容に変更があり採択された事業と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金を返還いただくことがありますのでご注意ください。

3. 2. 5 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、「補助事業完了実績報告書」を提出していただく必要があります。

また、省エネルギー性能表示の実施状況、省エネルギー性能表示の普及に資する取り組みの内容についても併せて報告していただきます。

「補助事業完了実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿って事業が実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、

補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。

支払いは、補助事業者に指定された銀行等の口座に振り込むことにより行います。

3. 3 事業中及び事業完了後の留意点

3. 3. 1 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付要綱等に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

3. 3. 2 事業成果等の公表

普及促進を目的に省エネルギー性能表示の推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容などに関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

また、省エネルギー性能表示の普及に向けて特に波及効果が高いものとして定額補助が認められた事業については、国土交通省のホームページ等で事業者名や団体名及び取り組み内容を公表するとともに、補助事業者自らも省エネルギー性能表示のPRに努めて頂きます。

3. 3. 3 個人情報の使用・利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー・シンポジウムの案内、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

3. 3. 4 その他

本資料によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省住総発 172 号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて（平成 20 年 12 月 22 日付国住総第 67 号住宅局通知）
- 十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け国住生第 727 号）
- 十一 その他関連通知等に定めるもの

4. 応募方法

4. 1 公募期間

平成 28 年 6 月 16 日（木）～平成 28 年 7 月 15 日（金） 消印有効

4. 2 提出先、問い合わせ先、資料の配付

質問・相談については、原則として、電子メール（またはファックス）でお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q & A としてホームページに回答を掲載するとともに、質問者に回答させていただきます。

応募様式は、本資料からコピーするか、別途作成してください。

募集要領は、下記の箇所でも配付します（郵送依頼は不可）。また下記のホームページから募集要領・応募様式をダウンロードすることが可能です。

(応募書類の送付先・問い合わせ先)

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館

既存建築物省エネ化推進事業評価事務局 **省エネ性能表示担当**

F A X : 03-3222-7722

メールアドレス: e-hyoji@hyoka-jimu.jp

ホームページ: <http://hyoka-jimu.jp/e-hyoji/>

(本募集要領資料・応募様式をダウンロードすることが可能)

(電話番号: 03-3222-8055)

4. 3 提出方法

郵送(※)とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で受け取りを確認できる方法で申し込みしてください。

郵送時は、必ず宛先に「省エネ性能表示 応募書類在中」と記入してください。

(応募書類の差し替えは固くお断りします。)

※郵送のほか、宅配等での応募書類の提出も可としますが、いずれの場合も送付する封筒にて必ず郵送時の消印に相当する書類発送日(配送事業者の受付日等)が分かる手段としてください。書類発送日の確認ができない場合は受理できない場合もありますので、ご注意ください。

4. 4 提出書類

提案をしようとする者は、公募期間中に、提出書類一覧表に従って提案する改修工事等の内容に応じた必要部数を揃えて提出してください。

(1) 提出部数

3部(正1部、副(正のコピー)2部※)

※正にカラーページがある場合には、副の2部についてもカラーで提出して下さい。

(2) 提出書類

通常補助(補助率1/3以内)と定額補助で申請する場合で、応募に必要な様式が異なりますので、該当する様式を使用してください。

※ 注意事項

- 1) 次頁に示す提出書類一覧表のうち、①～⑦までをA4サイズ片面印刷にまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めまたはクリップ留めしてください。(ファイル等に綴じる必要はありません)
- 2) 補助申請額、補助対象費用については、項目毎に千円単位(千円未満切り捨て)として記載してください。
- 3) 波及効果が高い取り組みとして、定額補助が認められた事業については、普及に向けた取り組み内容を記載した様式4-2を公開することがあります。
- 4) 提出書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。

提出書類一覧表

書類名	提出書類 (◎必須、○必要に応じて添付)		提出部数	備考
	通常補助	定額補助		
①提案申請書	◎	◎	3部(正1部、副2部) ※A4サイズとして1部ずつホチキス留めのこと	様式1
②フェイスシート	◎	◎		様式2-1
③補助事業の実施場所の概要	○	○		様式2-2
④事業計画及び補助申請額(通常補助の場合)	◎	—		様式3-1
⑤事業計画及び補助申請額(定額補助の場合)	—	◎		様式3-2
⑥審査基準に関する事項—省エネ性能表示の普及に関する取り組み内容 その1及びその2(定額補助の場合)	—	◎		様式4-1 様式4-2
⑦応募書類のチェック表	◎	◎		別添様式

<記入にあたっての留意点>

①提案申請書(様式1)

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・代表提案者の欄について、法人の場合は法人の代表者名と代表印を捺印し、個人の場合は個人名と実印を捺印してください。また、事務代行者がいる場合には明記してください。

②フェイスシート(様式2-1)

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・所定の欄に必要事項を記載してください。
- ・実施計画の欄には、様式3-1または様式3-2の該当する金額を記載してください。

③補助事業の実施場所の概要(様式2-2)

- ・複数の住宅・建築物をまとめて提案する場合に提出してください(1棟の住宅・建築物についての提案の場合、様式2-2を提出する必要はありません)。
- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。

④事業計画及び補助申請額(様式3-1、通常補助の場合)

- ・通常補助(補助率1/3以内)として申請する場合、様式3-1を提出してください。
- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。ただし、複数棟をまとめて提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・消費税は除いた額として記載してください。
- ・端数処理を行う場合は、千円未満切り捨てとし、千円単位で記載してください。
- ・それぞれの項目について、適宜項目を立て、1棟あたりの単価、実施棟数、金額を記載し

てください。

- ・省エネルギー性能表示に要する費用は、どのように表示するのかがわかるように、必要に応じて備考欄に特記してください。

⑤事業計画及び補助申請額（様式3-2、定額補助の場合）

- ・定額補助として申請する場合、様式3-2を提出してください。
- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。ただし、複数棟をまとめて提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・消費税は除いた額として記載してください。
- ・端数処理を行う場合は、千円未満切り捨てとし、千円単位で記載してください。
- ・それぞれの項目について、適宜項目を立て、1棟あたりの単価、実施棟数、金額を記載してください。
- ・省エネルギー性能表示に要する費用は、どのように表示するのかがわかるように、必要に応じて備考欄に特記してください。なお、省エネ性能表示の普及に関する取り組みの費用は補助対象とはなりません。

⑥審査基準に係る事項－省エネ性能表示の普及に向けた取り組み内容（様式4-1、4-2）

- ・様式4-1、様式4-2のそれぞれを原則1枚にまとめて提出してください。
- ・応募書類はできる限り簡潔にまとめてください。
- ・様式4-1は、該当する項目を選択し、それぞれの内容を記載してください。また、普及に資する取り組みの波及効果として、取り組みによって情報提供が行われる見込みの人数を根拠ともに記載してください。そのほか、企業・自治体等でのさらなる取り組みとして、波及効果を人数で関することが難しいものについては、簡潔に取り組み内容を記載してください。
- ・様式4-2は、省エネ性能表示の普及に資する取り組みとして、スケジュールや具体的な取り組みイメージを記載してください。必要により、図などを用いて、わかりやすくまとめてください。また、実施体制は例示に従って提案者と建築主（建物所有者）との関係、省エネ性能表示をPRする対象などの関係を図示してください。

⑦応募書類のチェック表（別添様式）

- ・提案申請書及び別添資料について、必要部数が整っているか、記載漏れがないか等のチェックを行うシートです。
- ・それぞれに該当する項目をチェックし、提案申請書に添えて提出してください。

提案申請書 様式

申請日(記入日)	平成 28 年 月 日
----------	-------------

国土交通大臣 石井 啓一 殿

平成 28 年度 既存建築物省エネ化推進事業
(省エネルギー性能の診断・表示に対する支援)
提案申請書

以下の内容により、既存建築物省エネ化推進事業の提案を申請します。

事業名	
-----	--

提案種別 (いずれかを 選択)	<input type="checkbox"/> 通常補助(補助率1/3以内)として申請
	<input type="checkbox"/> 定額補助として申請(波及効果が高いものとして評価を受ける場合)

代表提案者 (注1)(注2)	法人の 場合	法人名	フリガナ	印	
		代表者名	部署名		役職名
			フリガナ		
	個人 の場合	氏名	フリガナ	印	
	連絡先	電話番号又はメールアドレス			
属性 (一つ選択)	<input type="checkbox"/> 建築主(建物所有者) <input type="checkbox"/> 共同提案者				

事務代行者 (注3)	法人名 または 氏名	フリガナ
---------------	------------------	------

(注1) 代表提案者は、法人の場合は法人名と代表者名及び連絡先、個人の場合は氏名及び連絡先を記載し、捺印してください。

(注2) 事務代行者がいる場合、法人名又は氏名を記載してください。

(注3) 事務代行者は代表提案者になることはできません。

補助事業の実施場所の概要

※応募する建物が1棟のみの場合は提出の必要はありません。

※実施場所が確定しているものについて、詳細を記載してください。

事業名										
提案建物数		棟 (うち実施場所が確定しているもの) 棟)								
建物1	建物名									
	所在地	都道府県		市区町村						
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上	階	地下	階		
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅	<input type="checkbox"/> 事務所等	<input type="checkbox"/> ホテル等	<input type="checkbox"/> 病院等	<input type="checkbox"/> 百貨店等	<input type="checkbox"/> 学校等	<input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 集会所等
建物2	建物名									
	所在地	都道府県		市区町村						
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上	階	地下	階		
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅	<input type="checkbox"/> 事務所等	<input type="checkbox"/> ホテル等	<input type="checkbox"/> 病院等	<input type="checkbox"/> 百貨店等	<input type="checkbox"/> 学校等	<input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 集会所等
建物3	建物名									
	所在地	都道府県		市区町村						
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上	階	地下	階		
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅	<input type="checkbox"/> 事務所等	<input type="checkbox"/> ホテル等	<input type="checkbox"/> 病院等	<input type="checkbox"/> 百貨店等	<input type="checkbox"/> 学校等	<input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 集会所等
建物4	建物名									
	所在地	都道府県		市区町村						
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上	階	地下	階		
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅	<input type="checkbox"/> 事務所等	<input type="checkbox"/> ホテル等	<input type="checkbox"/> 病院等	<input type="checkbox"/> 百貨店等	<input type="checkbox"/> 学校等	<input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 集会所等
建物5	建物名									
	所在地	都道府県		市区町村						
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上	階	地下	階		
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅	<input type="checkbox"/> 事務所等	<input type="checkbox"/> ホテル等	<input type="checkbox"/> 病院等	<input type="checkbox"/> 百貨店等	<input type="checkbox"/> 学校等	<input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 集会所等
建物6	建物名									
	所在地	都道府県		市区町村						
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上	階	地下	階		
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅	<input type="checkbox"/> 事務所等	<input type="checkbox"/> ホテル等	<input type="checkbox"/> 病院等	<input type="checkbox"/> 百貨店等	<input type="checkbox"/> 学校等	<input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 集会所等
建物7	建物名									
	所在地	都道府県		市区町村						
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上	階	地下	階		
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅	<input type="checkbox"/> 事務所等	<input type="checkbox"/> ホテル等	<input type="checkbox"/> 病院等	<input type="checkbox"/> 百貨店等	<input type="checkbox"/> 学校等	<input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 集会所等
建物8	建物名									
	所在地	都道府県		市区町村						
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上	階	地下	階		
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅	<input type="checkbox"/> 事務所等	<input type="checkbox"/> ホテル等	<input type="checkbox"/> 病院等	<input type="checkbox"/> 百貨店等	<input type="checkbox"/> 学校等	<input type="checkbox"/> 飲食店等	<input type="checkbox"/> 集会所等

注) 記入欄が不足する場合は、適宜、コピーして使用してください。

事業計画及び補助申請額

1. 事業計画

項目	補助対象事業費 (単位:千円)	補助率	補助申請額 (単位:千円)	備考
1. 省エネ診断に要する費用		1/3		千円未満切り捨て
2. 第三者認証等に要する費用		1/3		千円未満切り捨て
3. 省エネ性能表示に要する費用		1/3		千円未満切り捨て
合計				

2. 補助対象事業費の内訳

項目	単価 (単位:千円)	棟数	補助対象事業費 (単位:千円)	備考
1. 省エネ診断に要する費用				
〇〇調査費(外注費)				
〇〇計算費(外注費)				
〇〇〇〇 (〇〇〇〇)				
小計 a				
2. 第三者認証等に要する費用				
(1) 〇〇申請手数料・評価料				
〇〇				
〇〇				
(2) 申請代行料等(外注費)				
〇〇				
〇〇				
小計 b				
3. 省エネ性能表示に要する費用				
〇〇				
〇〇				
〇〇				
小計 c				

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) それぞれの項目にて、千円未満は切り捨てとして、金額を記載してください。

注3) 複数建築物を対象とする事業で、単価が異なる場合など、適宜、項目を区分して記載してください。

注4) 備考欄には、建築物の種別、表示の内容などを記載してください。

事業計画及び補助申請額

1. 事業計画

項目	補助対象事業費 (単位:千円)	補助率	補助申請額 (単位:千円)	備考
1. 省エネ診断に要する費用		10/10		千円未満切り捨て
2. 第三者認証等に要する費用		10/10		千円未満切り捨て
3. 省エネ性能表示に要する費用		10/10		千円未満切り捨て
合計				

2. 補助対象事業費の内訳

項目	単価 (単位:千円)	棟数	補助対象事業費 (単位:千円)	備考
1. 省エネ診断に要する費用				
〇〇調査費(外注費)				
〇〇計算費(外注費)				
〇〇〇〇 (〇〇〇〇)				
小計 a				
2. 第三者認証等に要する費用				
(1) 〇〇申請手数料・評価料				
〇〇				
〇〇				
(2) 申請代行料等(外注費)				
〇〇				
〇〇				
小計 b				
3. 省エネ性能表示に要する費用				
〇〇				
〇〇				
〇〇				
小計 c				

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) それぞれの項目にて、千円未満は切り捨てとして、金額を記載してください。

注3) 複数建築物を対象とする事業で、単価が異なる場合など、適宜、項目を区分して記載してください。

注4) 備考欄には、建築物の種別、表示の内容などを記載してください。

審査基準に関する事項 ー 省エネ性能表示の普及に関する取り組み内容：その1
【定額補助として申請する場合のみ提出】

事業名		代表提案者	
-----	--	-------	--

1. 省エネ性能表示（評価書、プレート等による表示）の実実施計画

主たる建物用途 (具体的に記載してください)	使用形態 (持ち家・賃貸・自社使用の別)	表示方法	実施棟数（棟）			
			BEL S	eマーク	その他	合計
合計						

2. 省エネ性能表示の普及に資する取り組み

(□は該当するものを■として選択肢、必要事項を記載してください)

取 り 組 み 単 位	<input type="checkbox"/> 特定の建築物	1棟又は複数棟で実施	
	<input type="checkbox"/> 特定の地域	街区・エリア単位など、複数棟でまとめて実施	
	<input type="checkbox"/> 事業者単位	エリア限定なし(全国、所有物件)の複数棟にて実施	
	<input type="checkbox"/> その他(内容: _____)		
普 及 に 資 す る 取 り 組 み 内 容	<input type="checkbox"/> 省エネ性能表示を広く周知する取り組み		
	種 類	見 せ る	<input type="checkbox"/> 看板、ポスター等で取り組みを表示 例) 建物の看板、ポスター、フロアマップ、デジタルサイネージ等で表示
			<input type="checkbox"/> 広告、インターネット等に取り組みを掲載 例) 新聞、雑誌、市・区報、チラシ、ホームページ、TV等での表示
			<input type="checkbox"/> その他 (内容: _____)
	種 類	学 習	<input type="checkbox"/> 省エネ表示制度の学習の機会の創出 例) 建物利用者の環境学習、小学校での環境学習の一環として活用 等
			<input type="checkbox"/> 当該建物の見学会などで取り組みを解説 例) 建物の見学ツアーなどでの表示制度の活用、取り組みの解説等
<input type="checkbox"/> その他 (内容: _____)			
波 及 効 果	見 せ る	(根拠、取り組み割合) 取り組みによって見込まれる波及効果(情報を周知する年間の人数)を記載してください。	波及効果(人数)の算出根拠、取り組み単位全体対して波及効果を見込まれる割合について、示してください。
	学 習		
<input type="checkbox"/> その他の波及効果につながる特記すべき取り組み			
(内容) 上記の波及効果として人数に換算することができない取り組みなど、その他の特記すべき取り組みを簡潔に記載してください。 例) ・環境行動計画や上位計画等に省エネ性能表示の取得や普及に取り組むことを位置付け ・賃貸物件の商取引において、省エネ性能表示の取得や普及に取り組むことを位置づけ ・過去の設計物件において、施主と共同して省エネ性能表示を取得し、ホームページ等で広く周知など			

審査基準に関する事項 ー 省エネ性能表示の普及に関する取り組み内容：その2
【定額補助として申請する場合のみ提出】

事業名		代表提案者	
<p>■全体概要</p> <div data-bbox="231 474 1311 734" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p>省エネ性能表示の普及に資する取り組みについて、事業スケジュール、具体的な取り組みイメージがわかるように記述してください。 だれが、どこで(エリア、建物用途、建物規模等)、どれくらいの期間、誰に対し行うかなど、取り組みの内容を具体的に記述し、必要に応じて図などを用いてわかりやすくまとめてください。</p></div> <p>■実施体制</p> <div data-bbox="252 1512 1295 1944" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p>提案者と建築主(建物所有者)との関係、省エネ性能表示をPRする対象者などを図示してください。</p><div style="display: flex; justify-content: space-around;"><div data-bbox="316 1615 603 1644"><p>例) 建物単体での取り組み</p></div><div data-bbox="882 1615 1114 1644"><p>例) 地域での取り組み</p></div></div><pre>graph LR subgraph "例) 建物単体での取り組み" P1[提案者 (補助を受ける者)] --- B1[建築主 (所有者)] B1 -- PR --> T1[PR対象 お家の 就業者等] end subgraph "例) 地域での取り組み" subgraph "A地区 (補助を受ける者)" B2_1[建築主① (所有者)] B2_2[建築主② (所有者)] B2_3[建築主③ (所有者)] end P2[提案者 マネジメント事務局] T2[PR対象 エリアの建物 利用人等] B2_1 --> P2 B2_2 --> P2 B2_3 --> P2 P2 -- PR --> T2 end</pre></div>			

注) 本様式(様式4-2)は、採択後にホームページ等で情報公開することを予定しています。

応募書類のチェック表

1. 通常補助（補助率1／3）として申請の場合

様式	タイトル	主なチェック項目	確認
様式1	提案申請書	提案種別で「通常補助」を選択しているか	<input type="checkbox"/>
		記載事項に漏れはないか	<input type="checkbox"/>
		代表提案者の捺印をしているか	<input type="checkbox"/>
様式2-1	フェイスシート	記載事項に漏れはないか	<input type="checkbox"/>
		事務連絡先の住所、電話番号、E-mailアドレス等に間違いはないか	<input type="checkbox"/>
		実施計画に記載する「補助対象事業費」「補助申請額」が様式3-1の合計額と一致しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-2	補助事業の実施場所の概要 (複数棟で実施の場合のみ)	実施予定の建物毎に、建物概要を記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-1	事業計画及び補助申請額	消費税を除く額として記載しているか	<input type="checkbox"/>
		各費用は千円未満切り捨てとして記載しているか	<input type="checkbox"/>

2. 定額補助として申請（波及効果が高いものとして評価を受ける）の場合

様式	タイトル	主なチェック項目	確認
様式1	提案申請書	提案種別で「定額補助」を選択しているか	<input type="checkbox"/>
		記載事項に漏れはないか	<input type="checkbox"/>
		代表提案者の捺印をしているか	<input type="checkbox"/>
様式2-1	フェイスシート	記載事項に漏れはないか	<input type="checkbox"/>
		事務連絡先の住所、電話番号、E-mailアドレス等に間違いはないか	<input type="checkbox"/>
		実施計画に記載する「補助対象事業費」「補助申請額」が様式3-2の合計額と一致しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-2	補助事業の実施場所の概要 (複数棟で実施の場合のみ)	実施予定の建物毎に、建物概要を記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-2	事業計画及び補助申請額	消費税を除く額として記載しているか	<input type="checkbox"/>
		各費用は千円未満切り捨てとして記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式4-1	審査基準に関する事項 ～省エネ性能の普及に 関する取り組み内容 (その1、その2)	必要な項目を選択または記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式4-2		各項目で「その他」を選択した場合、内容を記載しているか	<input type="checkbox"/>
		波及効果の人数、根拠等を記載しているか	<input type="checkbox"/>
		全体概要に、スケジュールを含め、具体的な取り組みイメージがわかりやすくまとめられているか	<input type="checkbox"/>
		実施体制に、省エネ性能表示を普及する対象者を含めて図示しているか	<input type="checkbox"/>